

資格者証再交付申請書 「作成の手引き」 【再交付申請者用】

◆この「作成の手引き」は、以下の場合にご使用ください。

1. 資格者証を紛失又は盗難にあった場合（亡失）
2. 資格者証が焼失等により消滅した場合（滅失）
3. 資格者証の記載内容が判読できないほど汚した場合（汚損）
4. 資格者証の一部を何らかの理由で破損させた場合（破損）

一般財団法人 建設業技術者センター

ホームページアドレス <http://www.cezaidan.or.jp/>

目 次

※ 平成28年6月1日より改正建設業法が施行されました	1
※ 監理技術者について	1
※ 監理技術者講習の登録講習実施機関一覧	1
※ 「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について	2
※ 関係資料1：監理技術者講習について	4
※ 個人情報保護基本方針について	5
※ 監理技術者資格者証における個人情報の取り扱いについて	6
1. 資格者証の再交付申請の方法	7
2. 再交付申請に必要な書類	8
3. 再交付後の資格者証の有効期間	9
4. 既資格者証の処理	9
5. 再交付申請に関するお問い合わせ先	9
6. 交付申請書類等の入手方法について	9
7. 再交付申請書の記入例	10
8. 再交付申請しようとする資格者証の記載内容に変更がある場合	11
※ 一般財団法人 建設業技術者センター支部・事務所一覧表	裏表紙

監理技術者資格者証の申請前に必ずお読みください！

平成28年6月1日より改正建設業法が施行されました

1. 「監理技術者資格者証」に「監理技術者講習修了証」が統合されました

監理技術者の「資格者証」と「講習修了証」の2枚のカードが、監理技術者資格者証の両面を使って1枚に統合されました。

資格者証交付申請書に、有効な監理技術者講習修了履歴をご記入いただくことにより、資格者証の裏面に、講習修了履歴が印字されるようになりました。

また、各講習実施機関は講習修了証に代えて、「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を発行し、そのラベルを講習修了者が資格者証の裏面の所定の箇所に貼付することでも、講習を修了したことの証明となります。

詳しくは、[2～3ページの「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について](#)をご覧ください。

**なお、当財団では「監理技術者講習」を実施しておりません。
下欄の「登録講習実施機関」へお問合せください。**

2. 建設業の業種に「解体工事業」が新設されました

社会資本の老朽化に伴う維持更新時代の到来を見据え、今後増大が見込まれる解体工事の安全と品質を確保することを目的として、約40年ぶりに業種区分の見直しが行われ「解体工事業」が新設されました。「解体工事業」が新設されるに伴い、監理技術者等の技術者資格が規定されました。

監理技術者について

- ・ **専任の監理技術者として建設工事に携わる方は、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。**（建設業法第26条第4項）
- ・ **監理技術者資格者証の交付は、監理技術者講習修了の有無にかかわらず可能です。**
- ・ ただし、監理技術者資格者証の交付を大臣認定の資格で受ける方は、資格者証の申請とは別に大臣認定の更新手続き（大臣認定の有効期限前の1年以内に監理技術者講習の修了）が必要です。
- ・ 平成20年11月28日より専任の監理技術者を配置すべき工事において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了している事が必要な工事の範囲が拡大されました。

監理技術者講習の登録講習実施機関一覧（監理技術者講習のお問い合わせ先）

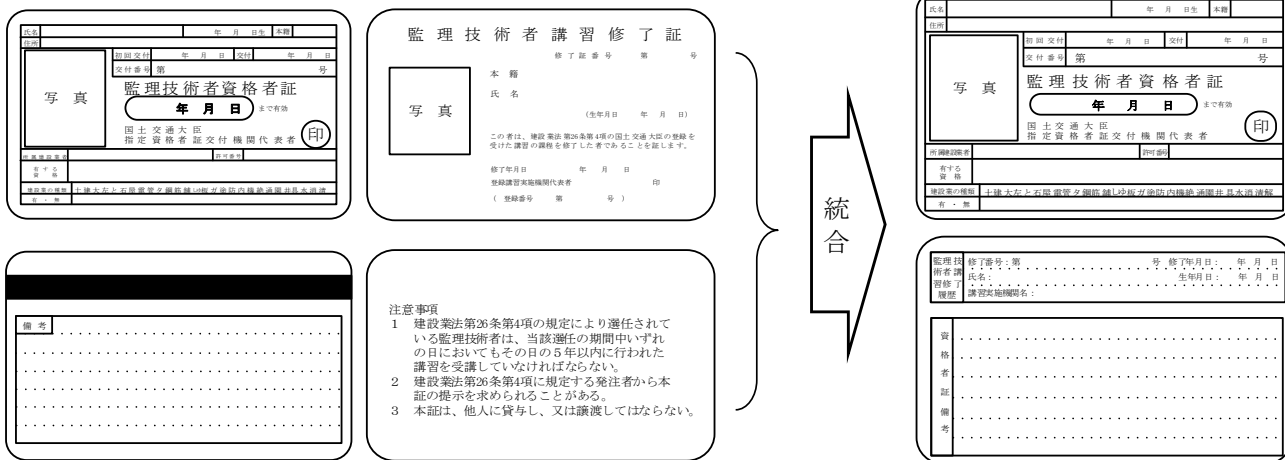
H28.8.22現在

名称	連絡先	ホームページアドレス
・(一財)全国建設研修センター	042-300-1741	http://www.jctc.jp
・(一財)建設業振興基金	03-5473-1586	http://www.fcip-ko.jp/
・(一社)全国土木施工管理技士会連合会	03-3262-7423	http://www.ejcm.or.jp/
・(株)総合資格	03-3340-3081	http://www.shikaku.co.jp/
・(株)日建学院	03-3988-1175	http://www.nik-g.com
・(公社)日本建築士会連合会	03-3456-2061	http://www.kenchikushikai.or.jp/

(ご注意) 登録講習実施機関は、変更されている場合もございますので、最新の実施機関に関する情報は国土交通省HPでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html

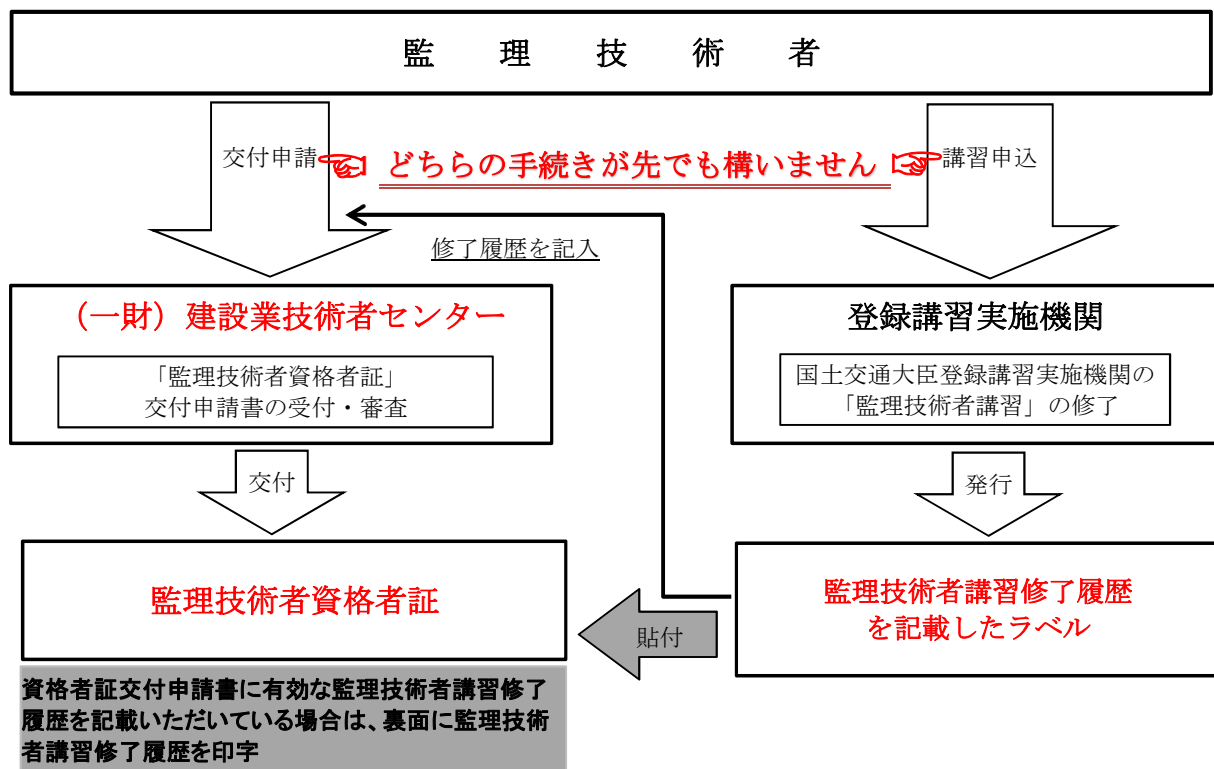
「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について

1. 平成28年6月1日より「監理技術者講習修了証」が「監理技術者資格者証」（裏面）に統合されました。



・平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されるようになりました。また、「監理技術者資格者証」交付申請書の様式が変わり、監理技術者講習修了履歴（修了番号、修了年月日）を記入する欄が追加されました。統合方法の詳細は次ページをご確認ください。

2. 「監理技術者資格者証交付」と「監理技術者講習修了履歴ラベル発行」の流れ



※ 専任の監理技術者として現場に配置されている期間は、資格者証と講習修了履歴のどちらも有効な状態である必要があります。
 ※ 監理技術者資格者証の交付は、監理技術者講習修了の有無にかかわらず可能です。

「監理技術者講習」と「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」については登録講習実施機関へご確認ください！

- ・当財団にて「監理技術者資格者証」を交付した後に、監理技術者講習を修了した場合は「登録講習実施機関」が発行する「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を「監理技術者資格者証」の裏面の所定の箇所に貼付することとなっております。
- ・資格者証の裏面にある「監理技術者講習履歴」の記載内容変更に必要な手続きについては、受講された講習実施機関（1ページの「監理技術者講習の登録講習実施機関一覧」）へお問い合わせください。

3. 平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」交付申請書様式に「監理技術者講習修了履歴」を記入する欄が追加されました。

5. 再交付の理由 (1. 忘失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損)

理由

6. 監理技術者講習修了履歴(修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 号 修了年月日 平成 年 月 日

7. 受付番号 受付場所 受付日 平成 年 月 日

監理技術者講習修了証と資格者証の統合は、以下の①または②の方法があります。
状況に応じてご選択ください。

① **【ご自身が資格者証に監理技術者講習修了履歴のラベル(シール)を貼付する場合】**
 交付申請書の監理技術者講習修了履歴欄には消し線を引いてください。交付後の資格者証に「今後取得される監理技術者講習修了履歴のラベル」または「既に取得済みの監理技術者講習修了履歴のラベル」を裏面の所定箇所に貼付してください。

② **【当財団が資格者証に監理技術者講習修了履歴を印字する場合】**
 交付申請書の監理技術者講習修了履歴欄に過去5年以内の最新(資格者証申請時の直近)の「講習修了番号」と「修了年月日」をご記入ください。
 お控えがなく、ご不明な場合は1ページの「監理技術者講習実施機関一覧」をご参考に講習実施機関へお問い合わせください。
 記入された内容は、国土交通省経由でいただいた各登録講習実施機関のデータと照会し、確認できた場合には「監理技術者資格者証」の裏面に印字されます。
なお、監理技術者講習の修了直後(1か月以内)の監理技術者講習修了履歴を記入された場合、講習情報の確認(照会)に時間がかかり資格者証の交付が大幅に遅れることがありますので、予めご了承ください。

※ 監理技術者講習修了証等のコピーが添付されている場合も記入内容の確認(照会)を行います。

4. 監理技術者講習の「修了番号」について

監理技術者講習の「修了番号」の表示形態は以下の2種類がございます。

① 数字4桁-数字10桁 (例: 0001-1234567890)

② 数字4桁-数字9桁-数字1桁 (例: 0001-123456789-0)

いずれの場合も監理技術者講習の「修了番号」の数字のみを資格者証交付申請書の監理技術者講習修了履歴へ転記してください。

②の場合の注意点

0001-123456789-0

◆ 末尾数字前の「-(ハイフン)」を除く。

資格者証交付申請

9. 監理技術者講習修了履歴(修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 号 修了年月日 平成 年 月 日

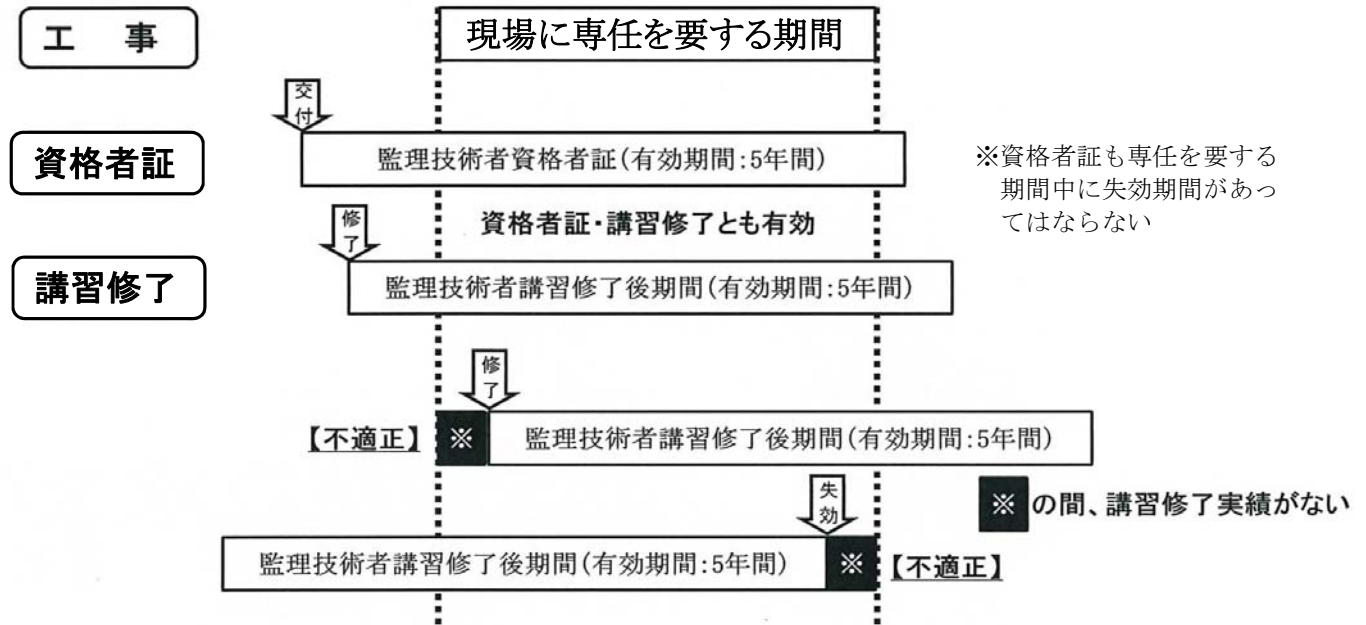
⇒ 次ページの「関係資料1: 監理技術者講習について」もご覧ください。

関係資料1：監理技術者講習について

監理技術者資格者証と監理技術者講習の関係

資格者証の交付申請及び講習受講は相互に関わりなく、いつでも行うことが可能です。講習修了は資格者証の交付申請の前提ではありません。

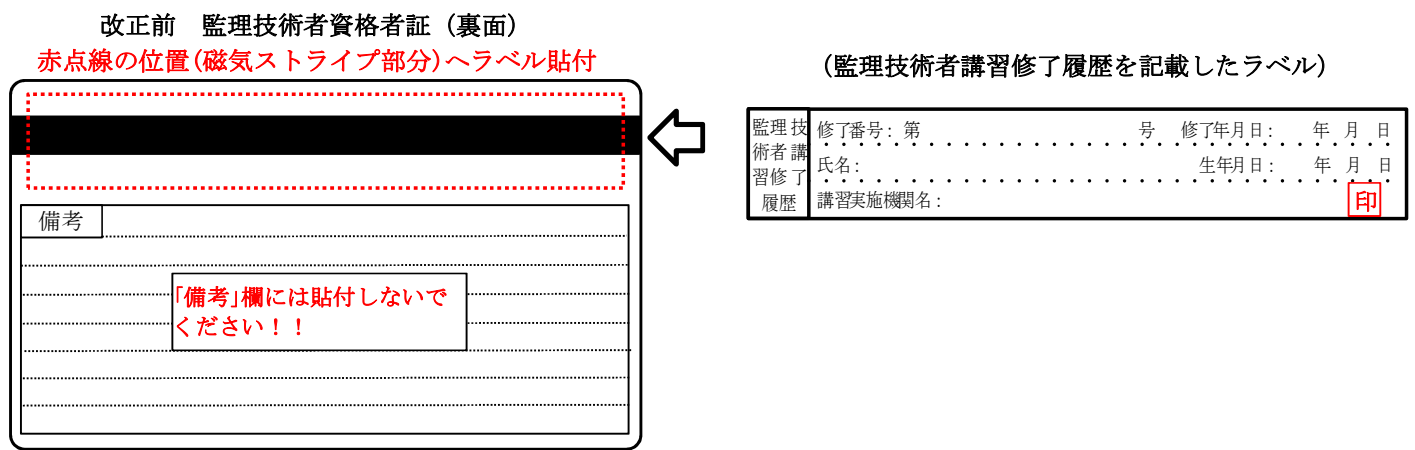
ただし、一定の建設工事に配置される専任の監理技術者は、選任されている工事の期間中のいずれの日においても、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。工事現場への配置期間における資格者証の交付(有効期間)と講習修了の関係は以下のとおりです。



(注意事項)
 監理技術者資格者証の有効期限は表面に印字されています。
 監理技術者講習修了履歴については、裏面の「監理技術者講習」の修了年月日から5年間有効となります。

改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方が監理技術者講習を修了された場合

下図のような改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方は、裏面の磁気ストライプ部分へ「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を貼付してください。



個人情報保護基本方針について

平成26年6月
一般財団法人 建設業技術者センター
理事長 青山俊樹

一般財団法人建設業技術者センターは、建設工事の適正な施工を確保するため、技術者の専任制をより有効に担保するとともに、施工管理に関して必要な知識及び技術の普及を図り、もって国民福祉の向上に寄与することを目的として、監理技術者資格者証の交付事業及び公共工事の発注者支援の情報サービス提供事業を行っております。これらの事業において取り扱う皆様の個人情報については、機密性の高い情報が含まれており、こうした個人情報を安全かつ適切に管理するため、個人情報保護基本方針を制定し、全職員への周知徹底を図ります。

以上

個人情報保護基本方針

一般財団法人建設業技術者センター（以下「CE財団」という。）は、監理技術者資格者証交付等事業及び公共工事発注者支援事業における個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「国土交通省所管分野に係る個人情報保護に関するガイドライン」及び関係法令に則り、厳格に管理し適切に取り扱います。

1. 個人情報の利用目的

CE財団が個人情報を取得する場合、その利用目的は、リーフレット、作成の手引き、及びホームページ上に説明されている利用目的の範囲に限るものとし、その他の目的には原則として使用しません。

2. 個人情報の取得

個人情報を取得する際には、個人情報の取り扱いについて、事前に利用目的などを告知し、同意を得た場合にのみ取得します。

公開されている個人情報を取得する際には、利用目的を特定し、利用目的の範囲内で利用します。

3. 個人情報の管理及び管理者

CE財団の事業の実現に必要な業務の一部をCE財団が適切と判断した業務委託先に守秘義務を課したうえで担当部署の指示により限定的に作業する場合を除き、担当部職員が取り扱い管理します。

CE財団が取得した個人情報は、下記の者が管理責任を持ちます。

個人情報管理責任者：CE財団 総務担当常務理事

4. 個人情報の安全管理措置

CE財団は、個人情報への不正アクセス・紛失・破壊・改ざん及び漏洩等を防止するため、セキュリティの措置を講じます。万一問題が発生した場合は、速やかに是正対策を実施します。また、個人情報取得の目的が終了した際は、取得した情報を確実に消去・廃棄します。

5. 個人情報の開示等

CE財団が取得した個人情報は、本人からの請求があった場合は、本人確認の後、開示等を行います。請求は個人情報に関する窓口までご連絡ください。

6. 個人情報の第三者への提供

CE財団は下記の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- ・事前に本人の同意を受けている場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 個人情報に関する窓口

個人情報に関するお問い合わせ、ご請求、ご質問等は各担当部の個人情報相談窓口までお願いいたします。

8. 個人情報保護基本方針の更新

本基本方針を変更する場合は、支部・事務所への掲示及びホームページ上に掲載し、告知いたします。

制 定 平成17年3月17日

監理技術者資格者証における個人情報の取り扱いについて

監理技術者資格者証交付等において収集しました皆様の個人情報については、当財団の個人情報保護基本方針及び情報セキュリティポリシーに則り、下記のとおり取り扱います。

1. 個人情報の収集

交付申請書又は変更届出書の提出、ホームページ上のフォームにご入力（以下「交付申請書等」という。）いただくことにより収集します。

2. 利用目的

交付申請書等により収集しました氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報につきましては、監理技術者資格者証の交付、記載事項変更の記載、更新のご案内のために利用します。

また、監理技術者資格者証の交付を受けた方の情報（氏名、生年月日、初回交付年月日、交付年月日、交付番号、有効期間、所属建設業者、有する資格、建設業の種類等）は、国土交通省を通じて公共工事の発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的とした、公共工事発注者支援データベースに利用されます。

それ以外の目的には原則として利用しません。

3. 個人情報の適正管理

交付申請者の個人情報及びそれに付随する情報は、確実に管理し、紛失・改ざん・漏洩を防止しています。

4. 国への報告義務

監理技術者資格者証の交付を受けた方の情報は、建設業法上の規定に基づき国土交通大臣に報告します。

5. 個人情報の第三者への提供

下記の場合を除き、個人情報を第三者には提供いたしません。

①事前に本人による承諾を得ている場合

②法令に基づく場合

③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 個人情報に関する窓口

個人情報に関するお問い合わせ、ご質問等は下記までお願いします。

一般財団法人建設業技術者センター 管理部 個人情報相談窓口

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア

TEL 03-3514-4711 FAX03-3556-0340

お問合せフォーム <https://www.cezaidan.or.jp/inquiry/form03/>

※「個人情報保護基本方針」及び「監理技術者資格者証における個人情報の取り扱いについて」をお読みになりご理解のうえ申請等を行ってください。

1. 資格者証の再交付申請の方法

- ◆ 次のいずれかの方法により申請してください。
- ◆ 資格者証再交付申請の手数料は7,600円（非課税）です。

★交付にかかる日数について（ご注意）

通常、資格者証の交付日数は概ね20日程度となっておりますが、以下の時期は**20日を超える場合があります**ので予めご了承ください。

- ・年末年始等の休業を挟む時期
- ・監理技術者資格者証の再交付申請直前に監理技術者講習を受講され、講習修了履歴の記載を希望する場合

(1) 最寄りの支部・事務所の窓口で申請する方法

申請先は裏表紙の支部・事務所です

支部・事務所の窓口（裏表紙参照）に申請書類一式をへ持参し、申請する方法です。（代理人可）

★再交付申請をされてからおおよそ20日で、再交付した資格者証を送付します。

★本部（東京都千代田区）では受付しておりませんので、ご注意ください。

(2) 最寄りの支部・事務所へ郵送で申請する方法

申請先は裏表紙の支部・事務所です

※本部（東京都千代田区二番町3番地）には郵送しないでください。

支部・事務所（裏表紙参照）へ郵送（簡易書留）により申請する方法です。

なお、資格者証再交付申請書の4枚目が申請者控となりますので、切り離して保管ください。

※郵送用の封筒は「監理技術者資格者証再交付申請書類在中」と記載されている封筒を使用してください。

【注意】

★受付は必要書類が全て支部に到着した時点（不備がある場合には、不備が解消された時点）となります。

★再交付申請をされてからおおよそ20日で、再交付した資格者証を送付します。

★本部（東京都千代田区）では受付しておりませんので、ご注意ください。

(3) 当センターホームページからインターネットで申請する方法

以下のような流れとなります。

1. 当センターホームページ（<http://www.cezaidan.or.jp/>）のインターネット申込み画面より、申請の種類を選択し、必要事項を入力し、送信します。
2. インターネット申込み完了後、交付申請に必要な書類を記載した「申請必要書類送付依頼状」を郵送いたします。記載された案内に従って必要書類を本部管理課まで返送してください。
（なお、すべての必要書類を電子ファイルで添付し、交付等手数料をクレジットカード決済等でお支払い頂くなど一定条件を満たした場合は、「申請必要書類送付依頼状」の郵送が発生せず、インターネット上ですべての手続きが完了します。）※クレジットカード決済等とは、クレジットカード決済、ペイジー決済、インターネットバンキング、コンビニエンスストアでのお支払いを指します。
3. 不備などなければ受付され、**10日程度**で監理技術者資格者証が交付されます。（簡易書留郵便で送付）

【注意】

- ・インターネットで申込みする場合は、この書類（緑色封筒に同封されている書類）は使用しません。
- ・実務経験による新規、追加申請の場合にはインターネットでの申請は出来ません。実務経験者用の交付書類（黄色封筒）をご準備のうえで、支部事務所窓口へご申請ください。
- ・申請日から有効期限まで20日を切っている場合は、インターネットでのご申請は出来ませんので、あらかじめご了承ください。この場合は、有効期限切れを防ぐために、最寄りの支部・事務所の窓口でご申請頂くことをお勧めしております。

2. 再交付申請に必要な書類

◆ 再交付申請には次の(1)～(4)の書類が必要です。

(1) 資格者証再交付申請書 (4枚複写)

① 記入方法は、10ページの「再交付申請書の記入例」をご覧ください。

② **カラー写真(縦3.0cm×横2.4cm)** 1枚を貼付(申請書の1枚目)してください。

- ・無帽、正面、上三分身、無背景のもの
- ・交付申請の前6ヶ月以内のもの
- ・写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください。
- ・**写真館等で撮影した証明写真を推奨しております。** デジタル写真を印刷してご提出された場合、画像の鮮明度によっては、別途再提出をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

【不適切な写真例】 このような写真は受理できません。

**ドット(網状の点)や色ムラ、縦(横)縞が目立つ等、写真の画質や印刷の方式、機器、用紙に原因があると
思われる不適切な写真がたいへん多くなっていますのでご注意ください。**

【適切な写真例】



背景が写っているものや光による影があるもの



サングラス等で本人の確認が困難なものや照明が逆光に反射したもの



顔全体が規格一杯に写っていないものや一部が欠けているもの



ぼやけているもの、階段状のギザギザやドット(網状の点)が目立つもの



写真の状態が悪いもの※不自然な色合いやにじみ、色ムラ、縦(横)縞、汚れ、キズ等



被写体が縦(横)に伸びている等、本人と異なった状態のもの



被写体が著しく小さいもの



前髪が長く目元が見えないもの

(2) 交付等手数料払込受付証明書

同封の払込用紙(5連式)の交付等手数料を郵便局、ゆうちょ銀行又は銀行の窓口で**(機械振込不可)**

申請者別に払込み、受領印のある「振替払込受付証明書(お客さま用)」(5連式の右端の1枚)を提出してください。

銀行でお振込頂く場合は払込用紙裏面の指定銀行よりお振込先をご選択頂き、払込用紙表面 赤字記載の振込先「銀行名」と「支店名」を記入してください。

(3) 資格者証送付用封筒 ★この封筒で申請書類を送らないでください。

申請者の住所(確実に届く自宅又は勤務先等)、氏名を記入してください。

(4) 現在使用している監理技術者資格者証

資格者証を汚損、破損した場合で、申請書一式を支部・事務所の窓口へ**持参する方のみ必要**です。

振替払込受付証明書(お客さま用)
(ご依頼人→郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行→ご依頼人)

口座番号	00000000000000000000			
加入者名	一般財団法人 建設業技術者センター			
金額	千	百	十	円
振込先	銀行 支店			
おとこ	おなまえ			
ご依頼人住所氏名	資格者証			
日	附			
印				

(承認番号 東証第 号)
(この払込受付証明書が申請申込に必要です。)

ゆうちょ銀行にてお支払いの場合は「おとこ」「おなまえ」を記載のうえ、窓口にてお支払いください。

ゆうちょ銀行以外でお支払いの場合は、上記に加え「裏面」の指定銀行より、振込先の「銀行」名と「支店」名を振込用紙表面に記載し、窓口にてお支払いください。

出来上がった監理技術者資格者証を送付するのに使用致します。

確実にお受取頂ける「ご住所」(ご自宅や勤務先等)と「氏名」を記載してください。

なお、監理技術者資格者証は簡易書留にて送付致します。

料金を納郵便	0000000000
切手不要	
申請者氏名	資格者証等送り先
資格者証等在中	
簡易書留	
殿	

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地
麹町スクエア
電話 03(3514)4711 (代表)
一般財団法人 建設業技術者センター
受付番号

3. 再交付後の資格者証の有効期間

再交付後の資格者証の有効期間は、**再交付前の資格者証の有効期間と同じです**。再交付日から5年間ではありませんのでご注意ください。

なお、**再交付申請の際は、必ず有効期限をご確認ください**。有効期限の6ヶ月前を切っている場合は、**更新申請（同時再交付）を行ってください**。この場合は、更新用交付申請書類（緑色封筒）をご使用ください。

4. 既資格者証の処理

(1) 亡失による場合

再交付申請後、亡失した資格者証を発見した場合には、速やかに本部又は支部・事務所（裏表紙参照）に返納してください。

(2) 汚損または破損による場合

①最寄りの支部・事務所窓口で再交付申請した場合

汚損または破損した資格者証に有効期間を押印し、返却します。有効期間を過ぎると、既資格者証は無効となります。

②最寄りの支部・事務所へ郵送、インターネットで申請をした場合

汚損または破損した資格者証は郵送にて返納して頂きます。

5. 再交付申請に関するお問い合わせ先

(一財) 建設業技術者センター 各都道府県支部・事務所（裏表紙参照）

※なお、インターネットでの申請に関するお問い合わせは本部のみとなります。

本 部 TEL 03-3514-4711

問合せフォーム http://www.cezaidan.or.jp/ce_mail.html

6. 交付申請書類等の入手方法について

交付申請書類等の入手は、以下の4通りの方法があります。

①最寄りの支部・事務所（裏表紙参照）の窓口にて入手する方法

②本部申請書係（以下参照）に以下内容を記載したメモをFAXして入手する方法

- ・メモ「希望する書類－（例）1級用申請書〇部希望、送付先（郵便番号、住所、氏名）、電話番号を記載したもの」

(送付先) 〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア

(一財)建設業技術者センター本部 申請書係 宛

TEL 03-3514-4711 FAX 03-3556-0340

→当センターより申請書を郵送します。

③当センターホームページを利用して入手する方法

- ・<http://www.cezaidan.or.jp/>

5部まで：「申請書類申込み画面」より書類の部数、送付先等を入力してください。

6部以上：「資格者証交付申請書類送付依頼書」をダウンロードして印刷・記入しFAXしてください。

→当センターより申請書を郵送します。

④当センターホームページを利用してご自身で印刷する方法

- ・<http://www.cezaidan.or.jp/>

「申請書類印刷画面」より申請書類をダウンロードし印刷してください。

※申請書類を印刷される方へ

「銀行振込」でのお支払をご希望の方のみ、ご利用いただけます。

「郵便振替」（郵便局）でのお支払をご希望の方は、ご利用できませんのでご注意願います。

7. 再交付申請書の記入例

申請書の記入は下記の記入例に従って行い、間違えた場合は二重線で訂正のうえ、該当部分の上部または欄外に訂正内容を記入してください。（訂正箇所には訂正印は必要ありません）

資格者証の交付番号及び有効期限を記入してください。

不明の場合は、当財団本部管理課（03-3514-4711）までお問い合わせください。

フリガナは1つのカラムに1文字を左詰めで記入するとともに、濁点および半濁点は1文字として記入してください。

元号は
 明治生まれの方…「1」
 大正生まれの方…「2」
 昭和生まれの方…「3」
 平成生まれの方…「4」

都道府県コード

01 北海道	25 滋賀県
02 青森県	26 京都府
03 岩手県	27 大阪府
04 宮城県	28 兵庫県
05 秋田県	29 奈良県
06 山形県	30 和歌山県
07 福島県	31 鳥取県
08 茨城県	32 島根県
09 栃木県	33 岡山県
10 群馬県	34 広島県
11 埼玉県	35 山口県
12 千葉県	36 徳島県
13 東京都	37 香川県
14 神奈川県	38 愛媛県
15 新潟県	39 高知県
16 富山県	40 福岡県
17 石川県	41 佐賀県
18 福井県	42 長崎県
19 山梨県	43 熊本県
20 長野県	44 大分県
21 岐阜県	45 宮崎県
22 静岡県	46 鹿児島県
23 愛知県	47 沖縄県
24 三重県	48 その他

資格者証再交付申請書

(国土交通大臣指定資格者証交付機関)

平成28年 6 月 1 日

一般財団法人 建設業技術者センター 理事長 殿

(写真)
 資格者証用写真1枚を全面のり付けする。
 縦3.0センチメートル
 横2.4センチメートル

1. 既資格者証 交付番号 第 00000345678 号 有効期限 平成 30 年 10 月 7 日

2. 申請者氏名 フリガナ ケンセツ シロウ 氏名 建設 次郎

3. 生年月日 元号 3 45 年 08 月 02 日
[1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成]
 都道府県コード

4. 本籍 40 福岡 都・道・府・県

5. 再交付の理由 1 (1. 忘失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損)

理由
 現場にて作業中、胸ポケットに入れていたが気づいたときには紛失していた。

6. 監理技術者講習修了履歴(修了履歴がある場合のみ記載)
 修了番号 0000-0123456789 号 修了年月日 平成 28 年 04 月 04 日

7. 受付番号 [] 受付場所 [] 受付日 平成 [] 年 [] 月 [] 日

申請書を提出する年月日を記入してください。

8ページの「2.(1)」に記載のカラー写真をこの申請書(4枚綴)の上から1枚目に、全面のり付けしてください。無帽、正面、上三分身、無背景のものに限ります。画像が鮮明でない場合は、再度依頼することがあります。

「本籍」欄が事実と異なる場合は、不実記載となりますので注意してください。

※理由欄は具体的に記入してください。

- 亡失
資格者証を紛失又は盗難にあった場合
- 滅失
資格者証が焼失等により消滅した場合
- 汚損
資格者証の記載内容が判読できないほど汚した場合
- 破損
資格者証の一部を何らかの理由で破損させた場合

監理技術者講習修了履歴欄には消し線を引いてください。記入される場合は、過去5年以内の最新(資格者証申請時の直近)の「講習修了番号」と「修了年月日」を記入してください。

また、修了番号欄には「- (ハイフン)」を除いた数字14桁を記入してください。

なお、お控えなどがなく、ご不明の場合は1ページの「監理技術者講習実施機関一覧」をご参考に講習実施機関へお問合せください。

※ 監理技術者講習の修了直後(1か月以内)の監理技術者講習修了履歴を記入された場合、講習情報の確認に時間がかかり資格者証の交付が大幅に遅れる場合がありますので、予めご了承ください。

詳細は3ページをご参照ください。

8 再交付申請しようとする資格者証の記載内容に変更がある場合

再交付申請しようとする資格者証の記載内容に変更のある方は、**再交付申請とともに、記載事項の変更届出申請を同時に行ってください。**この場合は、再交付申請書類と変更届出書類を両方ともご提出頂きます。

1. 再交付（変更）の方法について

- ①最寄りの支部・事務所窓口（裏表紙参照）で届出する方法
- ②当センターホームページ(<http://www.cezaidan.or.jp/>)よりインターネットで届出する方法
（インターネット申込み画面から「再交付（変更届出）」を選択してください）
- ③最寄りの支部・事務所（裏表紙参照）へ郵送で届出する方法
※本部（東京都千代田区二番町3番地）への郵送は不可。

2. 変更届出に必要な書類について

必要書類は各変更内容と届出方法により異なります。

【氏名を変更した場合】 【新たに旧姓併記を希望される方】	支部窓口	インターネット	支部郵送
①資格者証変更届出書	○	×	○
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可)(注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③戸籍謄本 又は 戸籍抄本(コピー不可)	○	○	○
④現在使用している資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
⑤現在使用している資格者証の表裏の コピー (汚損、破損の場合)	×	×	○

【建設業者に所属しなくなった場合】	支部窓口	インターネット	支部郵送
①資格者証変更届出書	○	×	○
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可)(注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③現在使用している資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
④現在使用している資格者証の表裏の コピー (汚損、破損の場合)	×	×	○

【監理技術者資格を喪失した場合】	支部窓口	インターネット	支部郵送
①資格者証変更届出書	○	×	○
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可)(注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③現在使用している資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
④現在使用している資格者証の表裏の コピー (汚損、破損の場合)	×	×	○
⑤資格取消通知書等のコピー	○	○	○

【本籍・住所を変更した場合】	支部窓口	インターネット	支部郵送
①資格者証変更届出書	○	×	○
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可)(注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③現在使用している資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
④現在使用している資格者証の表裏の コピー (汚損、破損の場合)	×	×	○

【所属建設業者名又は許可番号に 変更があった場合】	支部窓口	インターネット	支部郵送
①資格者証変更届出書	○	×	○
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可)(注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③現在使用している資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
④現在使用している資格者証の表裏の コピー (汚損、破損の場合)	×	×	○
⑤建設業許可通知書のコピー	○	○	○
⑥建設業者への所属を証明出来る書面 (健康保険被保険者証のコピー等)	○	○	○

(注)住民票について

1. 当センターでは、資格者証交付業務の本人確認を行うために、「住民基本台帳ネットワーク」(以下「住基ネット」という)を利用していますので住民票は不要です。ただし、申請書等の記載事項から「住基ネット」での確認ができなかった場合には、住民票(原本)の提出を依頼する場合があります。
2. **日本に住民票のない海外に居住されている方は、すべての変更届出が出来ません。日本に住居登録後に変更届出ください。**
3. 本籍変更の場合においても、本籍が記載された住民票の提出は必要ありませんが、事実と異なる場合は、不実記載となりますので注意してください。

メ モ

一般財団法人 建設業技術者センター支部・事務所一覧表

平成29年4月1日現在

北海道支部	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館4F	TEL011-222-2786
北海道支部旭川事務所	〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号 旭川建設業会館2F	TEL0166-25-9589
北海道支部帯広事務所	〒080-0017 帯広市西7条南6丁目2番地 帯広建設会館3F	TEL0155-27-0574
青森県支部	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL017-775-3174
岩手県支部	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL019-625-0580
宮城県支部	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL022-224-7853
秋田県支部	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館別館	TEL018-865-3665
山形県支部	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL023-624-6880
福島県支部	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL024-524-1841
茨城県支部	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL029-224-6844
栃木県支部	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL028-639-2226
群馬県支部	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館2F	TEL027-253-1790
埼玉県支部	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL048-837-2729
千葉県支部	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL043-241-6067
東京都支部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館 2F	TEL03-3297-2680
神奈川県支部	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 VORT横浜関内Ⅱ2F	TEL045-641-4766
新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL025-285-4192
富山県支部	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL076-442-2188
石川県支部	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL076-242-3591
福井県支部	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL0776-24-5594
山梨県支部	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL055-228-3438
長野県支部	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	TEL026-224-7044
岐阜県支部	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL058-276-2127
静岡県支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL054-202-3720
愛知県支部	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL052-953-0635
三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL059-224-0679
滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜1丁目1番18号 滋賀県建設会館2F	TEL077-521-1320
京都府支部	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル3F	TEL075-211-8443
大阪府支部	〒550-0012 大阪市西区立売堀2丁目1番2号 建設交流館4F	TEL06-6543-2681
兵庫県支部	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6F	TEL078-261-8834
奈良県支部	〒630-8227 奈良市林小路町8番の1 ニッセイ奈良若草ビル4F	TEL0742-27-3461
和歌山県支部	〒640-8155 和歌山市九番丁15番地 MGビル2F	TEL073-428-0944
鳥取県支部	〒680-0022 鳥取市西町2丁目310番地 鳥取県建設会館2F	TEL0857-21-0986
島根県支部	〒690-0048 松江市西嫁島1丁目3番17号 島根県建設業会館2F	TEL0852-31-3934
岡山県支部	〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号 岡山建設会館3F	TEL086-223-5158
広島県支部	〒730-0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ8F	TEL082-240-8810
山口県支部	〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館4F	TEL083-932-1157
徳島県支部	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地1 徳島県建設センター4F	TEL088-653-0150
香川県支部	〒760-0026 高松市磨屋町6番地4 香川県建設会館6F	TEL087-822-2451
愛媛県支部	〒790-0001 松山市一番町3丁目3番地3 菅井ニッセイビル7F	TEL089-947-6385
高知県支部	〒780-0870 高知市本町2丁目2番29号 畑山ビル4F	TEL088-875-7467
福岡県支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館4F	TEL092-471-1847
佐賀県支部	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目4番8号 太陽生命佐賀ビル4F	TEL0952-26-0890
長崎県支部	〒850-0874 長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館1F	TEL095-826-1084
熊本県支部	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目6番4号 熊本県建設会館3F	TEL096-366-1787
大分県支部	〒870-0046 大分市荷揚町4番28号 大分県建設会館3F	TEL097-538-4833
宮崎県支部	〒880-0001 宮崎市橋通西2丁目4番20号 アクア宮崎ビル2F	TEL0985-27-7658
鹿児島県支部	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番10号 鹿児島県建設センター4F	TEL099-258-6218
沖縄県支部	〒901-2131 浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館3F	TEL098-879-7699